

第 3 次養老町行政経営改革プラン策定基本方針

令和 4 年 5 月

養老町総務部企画財政課

目 次

1. これまでの行財政改革の取組み	1
2. 行財政改革推進の必要性	1
3. 養老町まちづくりビジョンでの位置づけ	3
4. 策定にあたっての基本的な考え方	4
5. 計画期間	4
6. 策定体制	5
7. 策定スケジュール	6

1 これまでの行財政改革の取組み

本町では、平成12年の「行政改革大綱」の策定以降、行財政改革に取り組んできました。平成30年度策定の「第2次養老町行政経営改革プラン」では、基本理念である「住民視点からのさらなる行政経営改革」に基づき、住民がより満足度の高いサービスを受けることができるよう、より簡素で効果的・効率的な行政経営を行うため、機動力のある組織体制の形成、行政評価システムの確立、組織の透明性向上、職員の能力開発、職場環境の整備、職員の意識改革、歳入の確保、効率的な予算執行及び計画的な財政経営の9つを基本方針に定め、行財政改革をすすめてきました。

平成12年度	養老町行政改革大綱
平成17年度	養老町行財政改革大綱
平成23年度	第1次養老町行政経営改革プラン
平成30年度	第2次養老町行政経営改革プラン

2 行財政改革推進の必要性

少子高齢化の進行、町民ニーズの多様化、地方分権の進展など著しく変化する社会の中にあっては、基礎自治体である市町村には、自主的・主体的に行政を運営していくことが求められています。そのため、本町では、最小の経費で最大の効果を挙げるため、「行政を経営する」という視点から、限りある行政資源を有効に活用しながら、新たな行政課題や町民ニーズに柔軟に対応できるよう地域経営の考え方にに基づき、行財政改革を進めてまいりました。

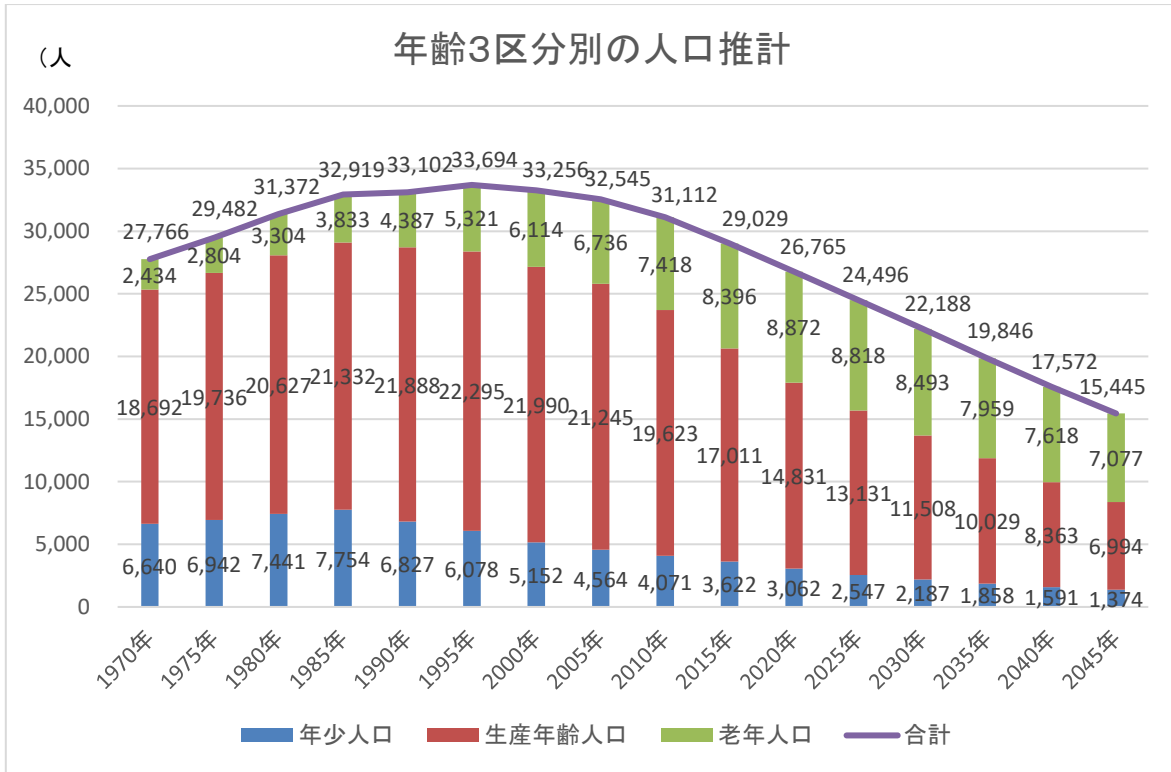
しかしながら、本町の人口は減少傾向が継続され、平成7年をピーク（22,295人）とした生産年齢人口はもちろん、令和2年をピーク（8,872人）とした老年人口も減少に転じ、令和27年には老年人口比率は45.8%に達する少子・超高齢社会が到来することとなります。

これにより、経済規模の縮小や町税の減収が懸念されるほか、医療・介護をはじめとした社会保障関係費の増加や老朽化した公共施設・インフラの更新需要の集中に要する財源の確保など本町を取り巻く環境はこれまで以上に厳しくなることが想定されます。

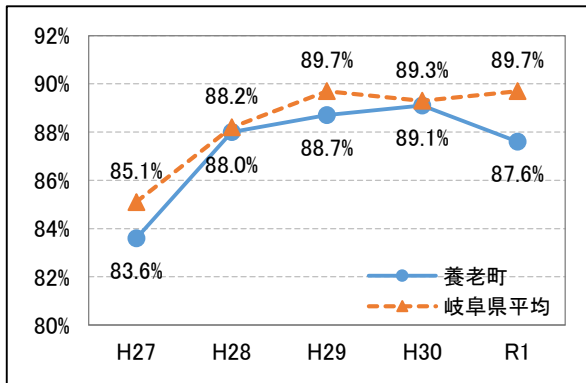
また、新型コロナウイルス感染症収束後の「新たな日常」への転換、近年の大規模自然災害の教訓を踏まえた事前防災・減災等に資する国土強靱化対策の着実な推進も必要となります。

一方で、近年のICTの急速な進歩は社会全体の在り方に大きな影響を与えており、このような先進技術をこれまで以上に行政サービスへ活用することが期待されています。

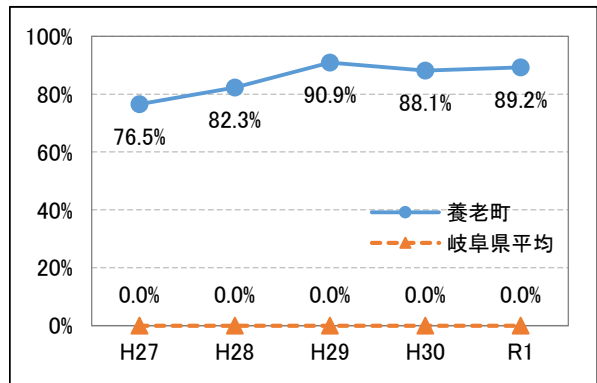
このような状況の中で、持続可能な行政経営を実現し、「養老町まちづくりビジョン」に掲げる施策を着実に実行していくためには、引き続き、限られた財源の中で、部局の枠を越えた全庁横断的な行政サービスの全体最適化を目指すとともに、「スマート自治体」の実現に向け、これまでの手法にとらわれない、柔軟な考え方のもと、行財政改革を進めていく必要があります。



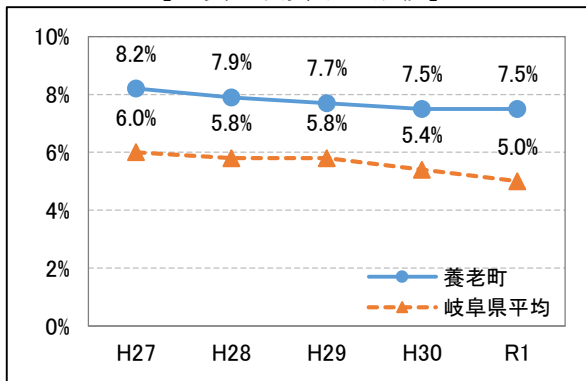
【経常収支比率の推移】



【将来負担比率の推移】

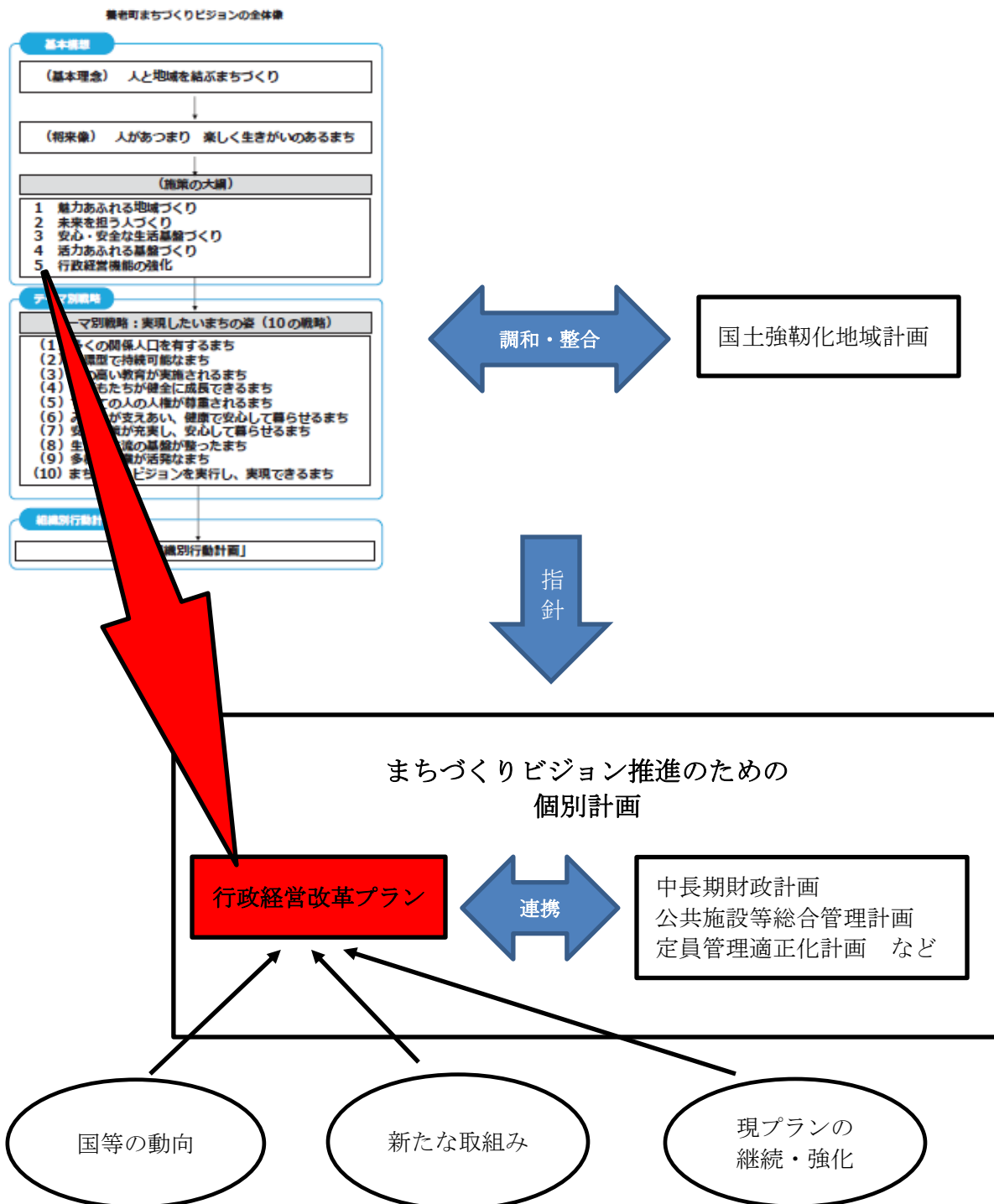


【実質公債費率の推移】



3 養老町まちづくりビジョンでの位置づけ

養老町まちづくりビジョンでは、まちの将来像を「人があつまり 楽しく生きがいのあるまち」とし、5つの大綱により施策を推進しています。行財政改革については、「行政経営機能の強化」に位置づけられます。



4 策定にあたっての基本的な考え方

第3次養老町行政経営改革プランでは、現行のプランの取組みで、継続すべきものは継続・強化するとともに、新たな取組みの実施を検討していきます。

(1) 行政経営の最適化

高度化・多様化する町民ニーズに柔軟に対応できるよう、新しい技術・考え方を取り入れるなど、業務の最適化を図るとともに、町民目線による行政サービスの提供を目指します。また、地域課題の解決にあたっては、町と町民との「協働」の視点が重要となることから、町民との協働によるまちづくりを図ります。

(2) 財政基盤の最適化

人口減少による少子高齢化の進展に伴い、将来的に厳しい財政状況が見込まれる中、新たな財源の確保を検討し、選択と集中による事業の見直しにより持続可能な財政基盤の確立と健全財政の維持を図ります。また、将来の人口推計を考慮した公共施設の適切な維持・再編を検討し、将来の財政負担の軽減・平準化を目指します。

(3) 組織・人材の最適化

都市部から地方への流れを創る地方創生時代において、多様化・複雑化する課題や時流の変化にスピード感をもった的確・柔軟に対応し、町民から信頼される町役場であるため、職員の能力向上と働きがい高め、自ら考え・行動する人材の育成を目指します。また、ライフステージに合った多様な働き方やワーク・ライフ・バランスの推進、適正な定員管理により、組織・人材のパフォーマンスの最適化を図ります。

5 計画期間

令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

6 策定体制

(1) 行財政改革推進審議会

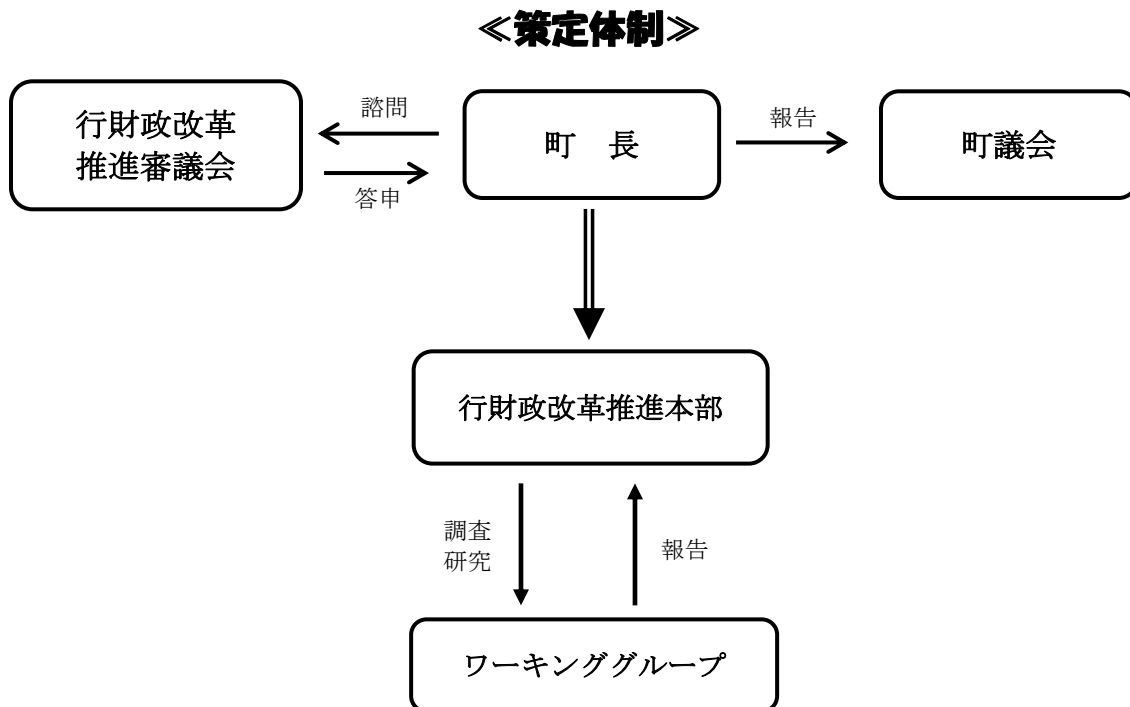
養老町行財政改革推進審議会設置条例に基づき、学識経験を有する者、各種団体の構成員及び公募により選ばれた町民を委員として構成する行財政改革推進審議会を設置し、町長の諮問に応じ審議を行い、町長へ答申をしていただきます。

(2) 町議会

プラン策定の各段階で、適宜策定状況について報告し、議員からの意見も反映しながら策定します。

(3) 庁内策定体制

養老町行財政改革推進本部設置要綱に基づき、町長を本部長とし、副町長、教育長、会計管理者及び各部課長で構成する行財政改革推進本部において、基本方針などの原案を策定します。また、必要に応じてワーキンググループを設置し、個別的事項の調査・検討を行います。



7 策定スケジュール

	庁内検討	町議会・行財政改革推進審議会
令和4年4月		
5月	第1回行財政改革推進本部 ・次期プラン策定方針の審議	
6月		
7月		
8月		
9月	ワーキンググループ による調査・検討	第1回行財政改革推進審議会 ・現プランR3年度実績報告 ・次期プラン策定方針の審議
10月		
11月		
12月		
令和5年1月	第2回行財政改革推進本部 ・次期プラン素案の審議	第2回行財政改革推進審議会 ・次期プラン素案の審議
令和5年2月	パブリックコメントの実施	町議会 ・次期プラン素案の報告
令和5年3月	町長決裁・次期プランの決定	第3回行財政改革推進審議会 ・次期プラン案の決定